

東区ふれあい・いきいきサロン活動等助成事業実施要綱

(目的)

- 1 この要綱は、社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会(以下「本会」という。)のふれあい・いきいきサロン活動等助成事業を実施するにあたり、その適正な運営を図るために必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

- 2 この事業は、地域福祉推進協議会(以下「推進協」という。)又は地域住民が参加して自主的に取り組んでいる、ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン・サークル活動等(以下、ふれあい・いきいきサロン活動等という。)を支援することにより、地域住民による福祉活動の推進に寄与することを趣旨とする。

(事業の内容)

- 3 推進協または地域住民が、自主的に取り組んでいるふれあい・いきいきサロン活動等を支援するため、活動に要する経費等の一部を助成する。

(助成対象の活動)

- 4 助成の対象となる活動は地域の高齢者、障がい者、児童やその保護者等を対象に実施されるふれあい・いきいきサロン活動等とする。またこの要綱におけるふれあい・いきいきサロン活動等とは、誰でも参加ができ、仲間づくりや生きがいづくりなどを目的とした福祉活動とする。

(助成対象団体)

- 5 東区内において、原則5名以上の参加者により月1回、年間10回以上サロン活動を実施している推進協や地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人等の団体とする。

(助成対象外の活動)

- 6 次に該当する事業又は活動は、助成の対象としない。
 - ① 介護保険等公的制度の適用事業
 - ② 営利を目的として実施する事業又は活動
 - ③ 宗教団体等による普及活動及びそれに伴う集会などの活動
 - ④ 政治活動を目的とした集会などの活動
 - ⑤ その他、社会福祉協議会から類似の趣旨で助成を受けている団体(ボランティア団体を含む。)の事業又は活動

(助成額及び対象)

- 7 助成額は、月3回以上実施の場合1団体あたり年間3万円(上限)とし、月2回以下の実施の場合1団体あたり年間2万円(上限)とし、飲食費・保険料以外の活動費を対象に助成する。

(助成方法)

- 8 (1) 助成を希望する団体の代表者は、助成金申請書(様式1)及びその他必要な書類を添付して、本会会長に提出する。
- (2) 本会会長は、申請内容を審査し適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(様式2)をサロン実施主体の代表者に交付する。
- (3) サロン実施主体の代表者は、助成金交付当該年度終了後、助成金報告書(様式3)に用途内訳及び領収書(写し)を添付し、本会会長に提出する。

附 則

- 1 この要綱は平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成20年度に「地域子育て支援事業助成事業」の助成を受けた団体については、経過措置として開催回数が年10回に満たない場合、2年を限度に年間1万円(上限)の助成をする。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。